

# 大分県報

令和六年  
第五〇三号  
四月二十三日

（火曜日）

## 目次

告示	一
令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜	一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（二件）	二
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	二
公有水面埋立ての免許	二
公告	三
土地改良区の役員の就退任	三
令和六年度狩猟免許試験の実施	四
都市計画図書の縦覧	六
競争入札参加者の資格に関する公示	七
一般競争入札の実施	八

## ○告示

**大分県告示第二百三十四号**  
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。  
令和六年四月二十三日

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
令五大分県臨七第一号	DC0313	その他	級外
令五大分県臨七第二号	DC0326	その他	級外
令五大分県臨七第三号	DC0343	その他	級外

大分県知事 佐藤 樹一郎

令五大分県臨七第四号	DC0348	その他	級外
令五大分県臨七第五号	DC0349	その他	級外
令五大分県臨七第六号	DC0383	その他	級外
令五大分県臨七第七号	DC0384	その他	級外
令五大分県臨七第八号	DC0385	その他	級外
令五大分県臨七第九号	DC0400	その他	級外
令五大分県臨七第十号	DC0402	その他	級外
令五大分県臨七第十一号	DC0421	その他	級外
令五大分県臨七第十二号	DC0423	その他	級外

### 大分県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、堀晶一ほか七人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	黒木池地区	令六・四・二三から 令六・五・一三まで	宇佐市役所

### 大分県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、中野正年ほか二人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内  
に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二十三日

大分県報（告示）

令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	雲林山池地	縦覧期間	令六・四・二三から 令六・五・一三まで	縦覧場所	豊後高田市
事業	区			役所	

大分県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備)	地区名	挟間(三船)地区	縦覧期間	令六・四・二三から 令六・五・一三まで	縦覧場所	由布市役所
-----	---------------------------	-----	----------	------	------------------------	------	-------

大分県告示第二百三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 免許の年月日  
令和六年四月十六日
- 二 出願人の住所及び氏名  
大分市大手町三丁目一番一号  
大分県  
代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 三 埋立ての区域  
1 位置

国東市国見町向田字北浜一八八〇―二番、一八八〇―四番、一八八二―一番、一八八二―二番、一八八二―四番及び一八八二―五番並びに字東浜一八九三―六番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域  
①の地点 国東市国見町向田一九一九番の国土地理院鳥越四等三角点(北緯三三度三八分四一秒二二〇、東経一三二度四〇分一三秒八二二二(以下「基点」という。))から一四度三七分〇九秒七七七・一四メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から八四度〇六分〇一秒八・五三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から七六度三一分二八秒八・五四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一六六度三一分二八秒〇・五〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二五六度三一分二八秒一・二七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一四四度四八分〇二秒四・四三メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六二度三五分一三秒一・五九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一七五度〇〇分〇一秒一〇・六四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一五六度二八分五四秒一八七・一六メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一六二度三四分二〇秒六・九八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二八五度〇八分五六秒七・二二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一九度三三分四二秒一九・九一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三二四度三七分一四秒一九・八七メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三二七度三三分二七秒一九・八〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三二七度三五分五秒一九・八四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三二九度一分一八秒二〇・〇一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三三七度二三分三〇秒二〇・〇二メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三四五度四〇分二〇秒二〇・〇二メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三三四度〇六分五〇秒二〇・七〇メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三四二度五九分〇八秒二〇・六七メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から三五一度五九分一七秒一七・五三メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三五五度四四分四六秒二・七八メートルの地点

3 面積

一、八四八・四七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域



令和六年四月二十三日

大分県報（公告）

四

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、次のとおり令和六年度狩猟免許試験を実施する。  
令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の種類及び対象者

種 類	対 象 者
-----	-------

網猟免許試験  
網を使用する猟法で狩猟を行う者

わな猟免許試験  
わなを使用する猟法で狩猟を行う者

第一種銃猟免許試験  
装薬銃を使用する猟法で狩猟を行う者

第二種銃猟免許試験  
空気銃を使用する猟法で狩猟を行う者

二 試験の期日、場所等  
1 第一回試験  
(一) 第一種銃猟免許試験

受験対象者	試験区分	期 日	場 所
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十二日（土）	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十二日（土）	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十二日（土）	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十二日（土）	竹田市大字竹田字山手

受験対象者	試験区分	期 日	場 所
に住所を有する者	適性試験 技能試験		大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十二日（土）	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十二日（土）	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎

受験対象者	試験区分	期 日	場 所
大分県東部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十三日（日）	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎
大分県中部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十三日（日）	大分市大手町 大分県庁舎本館
大分県南部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十三日（日）	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十三日（日）	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十三日（日）	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	六月二十三日（日）	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎

2 第二回試験			3 第三回試験			4 第四回試験		
(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験			(一) 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許試験			(一) わな猟免許試験		
受験対象者	試験区分	期 日	場 所	受験対象者	試験区分	期 日	場 所	受験対象者
県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	七月二十日(土)	大分市大手町 大分県庁舎本館	県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月二十八日(土)	大分市大手町 大分県庁舎本館	県内に住所を有する者
(二) 網猟免許及びわな猟免許試験			(二) 網猟免許及びわな猟免許試験			(二) 網猟免許及びわな猟免許試験		
受験対象者	試験区分	期 日	場 所	受験対象者	試験区分	期 日	場 所	受験対象者
県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	七月二十一日(日)	大分市大手町 大分県庁舎本館	県内に住所を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	九月二十九日(日)	大分市大手町 大分県庁舎本館	県内に住所を有する者
大分県東部振興局管内 に住所を有する者			大分県中部振興局管内 に住所を有する者			大分県南部振興局管内 に住所を有する者		
知識試験 適性試験 技能試験	十一月三十日(土)	国東市国東町安国寺 大分県国東総合庁舎	大分県西部振興局管内 に住所を有する者			大分県北部振興局管内 に住所を有する者		
知識試験 適性試験 技能試験	十一月三十日(土)	大分市大手町 大分県庁舎本館	大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者			大分県西部振興局管内 に住所を有する者		
知識試験 適性試験 技能試験	十一月三十日(土)	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎	大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者			大分県西部振興局管内 に住所を有する者		
知識試験 適性試験 技能試験	十一月三十日(土)	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎	大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者			大分県西部振興局管内 に住所を有する者		
知識試験 適性試験 技能試験	十一月三十日(土)	日田市城町 大分県日田総合庁舎	大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者			大分県西部振興局管内 に住所を有する者		
知識試験 適性試験 技能試験	十一月三十日(土)	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎	大分県豊肥振興局管内 に住所を有する者			大分県西部振興局管内 に住所を有する者		
三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間			三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間			三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間		
1 受付期間			1 受付期間			1 受付期間		
(一) 第一回試験			(一) 第一回試験			(一) 第一回試験		
令和六年六月四日(火)から同月十一日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。電子申請は、令和六年五月二十八日(火)から同年六月三日(月)まで。			(一) 第一回試験			(一) 第一回試験		
(二) 第二回試験			(二) 第二回試験			(二) 第二回試験		
令和六年七月二日(火)から同月九日(火)まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。電子申請は、令和六年六月二十五日(火)から同年七月一日(月)まで。			(二) 第二回試験			(二) 第二回試験		
(三) 第三回試験			(三) 第三回試験			(三) 第三回試験		
令和六年八月二十六日(月)から同月三十日(金)まで。電子申請は、令和六年八月二十一日(水)から同月二十五日(日)まで。			(三) 第三回試験			(三) 第三回試験		

令和六年四月二十三日

大分県報(公告)

<p>(四) 第四回試験</p>	<p>令和六年十一月十二日（火）から同月十九日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。電子申請は、令和六年十一月五日（火）から同月十一日（月）まで。</p> <p>2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、午前十二時から午後一時を除く。電子申請は二十四時間可能。</p>	<p>試験区分</p>	<p>内 容</p>
<p>四 受験手続</p>	<p>紙申請と電子申請のいずれかを選んで申請すること。 電子申請手続の詳細については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載する。 受けようとする狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。</p>	<p>知識試験</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p>
<p>四 受験手続</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（申請日から起算して三箇月以内に作成されたもの）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し）一部</p> <p>2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）</p> <p>3 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>4 住民票（個人番号の記載のないもの又は省略されているもの）一通又はマイナンバーカードの写し</p>	<p>適性試験</p>	<p>視力、聴力及び運動能力</p>
<p>五 狩猟免許申請手数料</p>	<p>狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p>	<p>技能試験</p>	<p>猟具の取扱い、距離の目測（網猟免許及びわな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別</p>
<p>六 受験票</p>	<p>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>2 試験当日は、紙申請の場合は必ず受験票を持参すること。電子申請の場合は身分証明証を持参すること。</p>	<p>注1</p>	<p>既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p>
<p>七 試験の内容</p>	<p>1 返信用封筒（八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）</p> <p>2 住民票（個人番号の記載のないもの又は省略されているもの）一通又はマイナンバーカードの写し</p> <p>3 狩猟免許申請手数料</p> <p>4 受験票</p>	<p>技能試験</p>	<p>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</p> <p>3 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</p> <p>4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかった者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所地を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p>
<p>八</p>	<p>狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p>	<p>注2</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において</p>
<p>九</p>	<p>不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせる。</p> <p>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p>	<p>注3</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において</p>

て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 都市計画の種類及び名称  
国東都市計画用途地域（国東市決定）
- 二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和六年四月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 調達をする物品等の種類  
交通安全施設設計システム賃貸借契約
- 二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。  
(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の

全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和六年四月二十三日から同年五月十三日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

令和六年四月二十三日

大分県報（公告）

三の二に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げ届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととした事業者の旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月23日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

交通安全施設設計システム賃貸借契約

(2) 借入期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（60か月）

(3) 納入場所  
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

大分県警察本部警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和6年5月31日（金）午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通規制課交通規制係に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和6年4月23日（火）から同年5月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページ(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>)



<p>より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部交通規制課交通規制係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 5175</p> <p>(2) 日時 令和6年4月23日(火)から同年5月31日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部施設整備課管財係 (2) 提出期限 令和6年6月4日(火)午後3時。ただし、郵送の場合は、同月3日(月)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館8階 聴聞室 (2) 日時 令和6年6月4日(火)午後3時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、その場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>	<p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4の(1)に同じ。 (2) 交付日時 4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部施設整備課管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2295</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p>
---	--

16 その他

- (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented  
Traffic safety facility design system lease agreement
- (2) Time limit for tender  
3:00 p.m. 4 June 2024
- (3) Office  
Traffic Management and Control Division, Oita Prefectural Police  
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502  
Tel 097-536-2131